

スマホから確定申告

令和2年1月から、スマートフォン等専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

- 年金収入や副業等の雑収入がある方
- 2か所以上の給与所得がある方など

(前年までの専用画面は、年末調整済みの給与所得1か所で医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除による還付申告を行う方)

*スマートフォン等専用画面が表示されない場合でも、申告書の作成は可能です。

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、スマートフォン等で作成した申告書をe-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も「ID」と「パスワード」を税務署で取得するだけで、e-Taxで送信できます。

*「ID」と「パスワード」は税務署の窓口で職員と対面による本人確認を行った後に発行しておりますので、発行を希望される方は、申告されるご本人が運転免許証・健康保険証など本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しく下さい。

確定申告のお知らせ送付

平成30年分の所得税及び復興所得税の確定申告書を、税理士による無料相談所、役場申告会場及び青色申告会の相談会場にて書面で提出された方には、昨年に引き続き令和元年分の申告書用紙は送付されません。申告書用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」(はがき又は通知書)が送付されますので、各申告会場にお越しの際はご持参ください。

申告書等へのマイナンバー(個人番号)の記載

税務署へ提出する申告書や申請書等には、毎回「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

●本人確認書類について
マイナンバーカードのある方は、マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを、マイナンバーカードのない方は、下記①・②の書類が必要です。

- ①番号確認書類…ご本人の個人番号(12桁)を確認できる書類
通知カード・住民票の写し(個人番号の記載のあるもの)など
 - ②身元確認書類…記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類
運転免許証・パスポート・在留カード・公的医療保険の被保険者証・身体障害者手帳など
- *e-Taxで送信される場合は、「本人確認書類の提示又は写し」の提出は不要です。

住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

場 所

大垣市民会館3階大会議室
(大垣市新田町1丁目2番地)

対象者

10年以上の住宅ローン等を利用して住宅(認定長期優良住宅を含む)等を取得した方や住宅の増改築をした方、又は住宅ローン等を利用せず認定長期優良住宅を取得した方(令和元年中に入居した方)

期 間

2月12日(水)～14日(金)

時 間

9:30～12:00(受付11:30まで)

13:00～16:00(受付15:30まで)

*混雑の状況により、早めに受付を終了する場合があります。

持ち物

- ①土地・家屋の登記事項証明書
 - ②契約書等取得金額の分かる書類の写し
 - ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
 - ④給与所得等の源泉徴収票(原本)
 - ⑤申告者名義の振込口座番号の分かる書類
 - ⑥認印
 - ⑦筆記用具
認定長期優良住宅等を取得された方は①～⑦に加えて
 - ⑧長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し
 - ⑨住宅用家屋証明書又は認定長期優良住宅建築証明書等
- *平成27年以前の入居の方は、上記の持ち物のほか、住民票の写しが必要となります。

事業主の皆さまへ 県・町民税特別徴収のお願い

地方税法において、給与所得者にかかる町・県民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同様に「特別徴収」の方法によって徴収するものと定められています。

この制度を実施していただくことによって、次のように納税も便利になります。

- ①従業員の方は、自分で銀行等へ行って納税する手間がかかりません。
- ②年間4回の納税が、毎月の給与天引き(年12回)になり、1回の納税額が少額になります。
- ③事業主の方へは、税務課から税額をお知らせしますので、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間がかかりません。